

令和４年度 第１回 南島原市入札監視委員会 会議次第	
開催日時	令和４年９月８日（木） 午後２時００分 ～ 午後４時００分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 ３階 Ａ会議室
審議内容	１．開会 ２．抽出案件の審査・質疑応答 ①市道南島原自転車道線整備工事（６案件） ②市道南島原自転車道線整備工事 口之津工区 6-2 ③準用河川清水川（３）災害復旧工事 ④災関地がけ崩れ対策事業調査設計業務委託（塔之坂） ⑤布津保健福祉センター改修工事 ⑥原城跡法面復旧工事（3-2 工区） ３．質疑案件 ①工事 43. の一者入札の経緯を説明して下さい。 ②No. 21 と No. 22 の防犯街路灯改修工事が類似工事とならない理由は何か。 ③全体的に不落が多いのは何故ですか。 ４．その他 ５．閉会

出席者 (委 員) (南島原市)	委員長	梅本 義信	委 員	中村 良治
	委 員	本田 博徳	委 員	岩本 公明
	副 市 長	山口 周一		
	総 務 部 長	米田 伸也		
	総 務 部	管財契約課		
		課 長	大崎 玄勝	
		検査班長	林田 満志	
		契約班長	敷島 和章	
		契約班	松尾 健作	
		防災課		
		課 長	竹馬 敏明	
		防災班長	林田 昭義	
	建 設 部	建設課		
		課 長	山田 久	
	維持防災班長	永石 貴雄		
	維持防災班	山田 史哉		
		瀬川 龍磨		
	自転車道路整備班長	川口 泰司		
	都市計画課			
	都市計画班	天本 宗則		
福祉保健部	福祉課			
	課 長	門畑 祐紀		
	総務高齢班長	山下 貴史		
	総務高齢班	喜多 隆一		
教育委員会	文化財課			
	課 長	中村 隆敏		
	文化財班	金子 修二		

【議事】

意見・質問事項	回 答
1. 開会 2. 抽出案件の審査・質疑応答 ①市道南島原自転車道線整備工事（6案件） ②市道南島原自転車道線整備工事 口之津工区 6-2 ①、②は案件が重複しているため一括審議 【抽出理由】 【委員】 ①いずれも落札率が非常に高い。また、受注機 会の拡大を図るため工区分割を行っている と思うが辞退・不参加が多く、一部は半数以 上になっている。理由は何か。 【委員】 ②落札率は98.93%と高率で他の6者は超過し ている。入札額が高かった原因は。 また案件番号 71、72 の辞退者の理由。	【担当課】工事概要の説明 【事務局】入札方式及び結果等の説明 【建設課】 工事の発注にあつては、工事用車両の進入路 の確保をおこない、本線土工と路盤工までの一 体的な整備により、次回の舗装工事への着手が 容易となる様に工事の発注をおこなっていま す。また、事業の進捗を図るため、施工延長も 分割して発注しています。 建設課の積算書と業者から提出された工事 費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ近 似値となっており、官積に問題があったとは考 えられませんでした。一部業者の積算書にお いて舗装工の積算の差異によるものと考えら れます。 このような結果となった要因としましては、 鉄道跡地であり幅員が狭く離合等が出来ない 状況である。また、工事用車両の進入が一方向 からの進入となるなど、工事箇所の施工条件、

【委員】 昨年度と比べて 1 案件あたりの工事費は少額であるが同内容の工事であるのか。 以前発注分についてはこのように落札率が高くなかったが、これは分割発注したため、このような高落札率となったのか。 災害復旧工事でも進入路の確保で問題となっているが、自転車道路についても同様の問題があるということか。 辞退、不参加が非常に多く競争性の確保を心配したが、これも年度末発注となったことが原因なのか。 【委員】 工事は繰越しを行っているのか。 鉄道敷きなので必ず公衆用道路と接する。その道路と道路で区間を設定していれば進入路については問題ない。 分割したため一方向からしか入れなくなったことで問題がでたのでは。 本来の工区設定を分割発注したため、割高になったように感じるが、事故繰越はさけるべきで、難しい判断になる。 【委員】 自転車道路全体として工事は遅れているのか。	また、年度後半期となり、手持ち工事と勘案され辞退等が発生したものと考えております。 そうです。 工事進入路を確保したうえで発注を行っているが、離合等が困難である等、どうしても通常の道路改良工事と比べると現場条件は厳しいと感じる。 そうです。 また、今回の工事は、年度末での発注となり、工事進捗を図るため、分割発注としました。 やはり、年度末となると各業者の手持ち工事も増えてくるので、そのような原因も考えられます。 令和 3 年 3 月 18 日に交付決定を受け、その後令和 3 年度へ繰越して工事着手しています。 起終点から入れる区間設定がよいが、どうしても河川や橋梁があって一方向のみになる場合があります。
--	--

これは補助事業か 【委員】 辞退、不参加が多いのは、本当に手持ち工事が多いからなのか。 今回は、自転車道路について、特に辞退、不参加が多い。 現場条件については、先ほどの回答で理解したが、果たして、本当に他の工事が請けられない状況なのか。 例えば、3者程度入札してくれればいいと、そういったことになっていないか。 一般競争ではないので、そう感じる。 おそらく、業者は仕事を受注したいが、人員を確保できないと思う。 そうすると、本来は淘汰されなければいけない。 全体を救おうとすると、将来の成長がなく、結局困ることとなる。 長崎県から県外へ出るような成長する企業がなかなかでてこない。 今度の自転車道路については、予算的な制約があったことは理解できた。 発注については、どうすれば業者が強くなっていくか、成長できるかを考えてほしい。 【委員】 おそらく、作業員等の絶対数がかなり減少していると思われる。 【委員】 昔は、年間の工事に見合った人員を確保していたが、今は確保できておらず、そこで労働力	予定どおりに進んでいる。 今回の自転車道路については、予算の付き方が特異だったため、どうしても工事発注にも影響が出てきます。 交付金事業です。 最近の発注状況を見ると、県内全体的に不調不落が多くなっています。工事発注が多くなっている状況です。 どういう方向に持って行くべきか、県とも相談しながら進めていきます。
--	--

が他へ流れていっている。 昔、業者が 10 者いたものを今でも 10 者残すことは困難だと私は思う。 【委員】 経営をやめたい、後継者の問題、作業員を増やしたいなどは話としてよく聞く。 今は、業者は多くの工事のかかえ、それなりに利益もでていると思うが、今後は、労働人口も減少していくことを考えるとどうなるか不安になる。 ③準用河川清水川（3）災害復旧工事 【抽出理由】 【委員】 ・入札業者 7 社のうち、辞退者が 4 社、不参加 1 社残り 2 社のみの入札で行われているところ辞退者が多数（4 社）に及んだ理由を明らかにされたい。 【委員】 業者の手持ち工事というのはそれほど多いのか。	技術者が不足しているという話はよく聞きます。 【担当課】 工事概要の説明 【事務局】 入札方式及び結果等の説明 【建設課】 本工事は、土木一式工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものでありますので、業者において積算が困難であったとは考えられません。 よって業者の手持ち工事が多く、工期内完成が困難、人員不足等の理由による辞退。また、本工事が河川の災害復旧工事であり、工事現場までの進入路が狭く、工事用車両の通行等の施工条件が厳しかったこと、また、施工のために河川の流水を迂回するための水替工事が必要であり手間がかかることにより、指名業者において、落札意欲が低かったものとされたと推測しております。 今回の災害復旧工事は令和 3 年 8 月豪雨によるもので、多数発注を行ったため、各業者の手持ち工事が多くなっていたと思われます。
---	--

【委員】 仮設道路や水替えの仮設工は指定仮設ではなく、任意仮設で設計しているのか。 その設計での落札は厳しいということか。 災害査定の際には 2 t トラックしか通らないということであれば、2 t トラックでの設計を行い、査定を受けているのか。 設計金額ではなく、実際の工事の手間を考えて各業者判断されているということか。 災害査定時は大変で、余裕がないと思うが、災害査定の時から現場に応じた設計を作っていないと、落札につながっていかないと思う。	手持ち工事の増加も落札意欲低下の一因と考えています。 仮設については、積算上は、敷き鉄板や水替えポンプ等の数量を計上しているが、仮設の工法について指定はしていません。 道路の災害復旧工事と比べると、手間がかかるため、落札意欲が低下していると考えられます。 本工事は、国の補助事業として実施しており、認められた範囲内での設計を行っており、また、現場までの途中の道路についても、幅員が狭かったりする部分があるので、これについては、設計積算には反映されないが、敬遠される一因になっていると思われます。 設計を行う際には、小規模のトラック、重機の歩掛かりを使用しています。 それよりも、実際の施工に手間がかかるため、敬遠されるように感じています。 以前と違って、各業者、作業員が限られていて、どうしても機械で施工したい思いがあるように感じます。 道路災害については、ほとんど落札されているが、河川災害がどうしても現場条件が厳しくなかなか落札されない状況です。
---	---

④災関地がけ崩れ対策事業調査設計業務委託 (塔之坂) 【抽出理由】 【委員】 ・ 入札額が大きくばらついている原因は。 【委員】 そういうことになれば、超過で応札した業者は全く落札意欲がなかったということか。 落札額、落札率を見ると、他の案件と比べても違和感を感じないが、超過が極端に多かったから少し疑問に感じた。 これは繰越の業務なのか。	【担当課】 工事概要の説明 【事務局】 入札方式及び結果等の説明 【建設課】 本業務は、急傾斜地の一般的な測量調査設計業務として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものでありますので、業者において積算が困難であったとは考えられない。また、設計書をチェックしたが違算等は確認できませんでした。 よって、昨年は8月の大雨の影響で地すべりや急傾斜地崩壊等が多数発生したため業者の手持ち業務が多く、納期内完成が困難、人員不足等の理由により、指名業者において、落札意欲が低かったものとされたと推測しております。 その結果として、指名業者7社のうち5社が超過となり2社が予定価格内での入札となったと考えております。 そういうことになると思います。 実際は、昨年の大雨により、県内、県外含め多くの災害が発生しており業務の一部を下請けに出したくても業者を見つけることができないとの話も聞いています。 今回の業務は、測量、ボーリング調査、設計の3つが主な業務となっているが、その中の一つでも欠ければ完成しない業務なので、人員、下請けを確保できなかったことが、このような結果となった一因と考えています。 当年予算で発注し、その後、繰越しを行っています。
--	---

発注段階で、繰越し予定であることを業者へ伝えているのか。 繰越しを行うとは書く必要はないが、ただ、繰越しを予定している。考えている。ということを書いてもいいのではないか。 明らかに当年度でできないような業務を発注すること自体おかしいことだと言われることもある。 繰越しも予定しているといことを書いて発注すれば、落札意欲が高まる業者が出てくる可能性がある。 以前は、発注者の意図を業者が読み取って、という関係があったかもしれないが、この様な関係で入札業務を行うこと自体がおかしい状態になっている可能性がある。 議会の承認が必要だから、繰越しをするとは書くことはできない。 議会から承認されれば繰越しします。というように書いておけば、仮に議会で承認を得られなければ、業者は契約を破棄することもできる。しかし、何も書いてなければ、繰越しできなかったときは、受注者は違約金や罰を受けることになる。 各業者が同じラインに並んで競争してもらうにはどのようにした方がいいのかということを考えてほしい。 ⑤布津保健福祉センター改修工事 【抽出理由】 【委員】 ・設計違算になった理由。	繰越しについては、議会の承認が必要になってくるので、なかなか難しい状況です。 こちらとしては、発注時期と履行期間を見てもらって、繰越し可能かどうかは、各業者で判断していただいているものと思っています。 繰越し関係については、県、他市の状況を確認してみたいと思います。 【担当課】 工事概要の説明 【事務局】 入札方式及び結果等の説明
--	---

⑥原城跡法面復旧工事（３－２工区） 【抽出理由】 【委員】 ・入札参加者が２者に満たなかったことで入札中止となったことから再入札となったが、やはり１者のみ入札し落札となったようであるが、かかる場合は競争入札制は確保されているといえるのであろうか。 【委員】 ・No.36は「入札参加者が２者に満たないため」との理由で中止し、No43は１者のみで入札実施し、昨年度実施の第４工区と同じ業者が99.29%の高率で落札している。１者入札の是非について伺いたい。 【委員】 再入札の時には、どのような手続きをおこなうのか。 ジオファイバー工法ができる業者というのは限られているのか。	【福祉課】 ・本案件は、起工設計書の中にある諸経費算定計算書の共通仮設費積み上げを参考資料（金抜き積算書）に明示しておらず、このことが原因で設計違算となりました。 【担当課】工事概要の説明 【事務局】入札方式及び結果等の説明 １者のみの入札でも可とする制度等はないが、１回目のときは入札公告に「２者に満たないときは入札を中止する」旨を記載します。 ２回目のときは、１回目の応札状況や工事内容の特殊性などを検討し、２者に満たないときは中止するとの条件を緩和し、落札の可能性を高めるように行っています。 ジオファイバー協会というものがあまして、県内１０者いらっしゃいます。
--	--

では、なぜ他の7者は参加されなかったのか。 【委員】 ジオファイバー工法については、前回の委員会の中でも審議され、多くの参加が望めないということは理解している。 しかし、前回は、2者が応札され、落札率が90%程度だったが、今回は1者入札で落札率が99%と落札率が非常に上がっているため、1者入札についてどうかと思った。 市としては、1者応札の場合は中止するというのを公告にて決めているのか。 では、2回目の公告のときには、その条件を外したから1者入札でも有効とするということか。 1回目と2回目で参加条件については変わっていないのか。 であれば、1回目応札された業者は、2回目の入札についても他の競争相手はいないのではと考えてしまうのではないか。 もしかすると、その結果が今回の高落札率となっているのではないか。 【委員】 工法についてはジオファイバーで制約しているのか。 前回の委員会では、直接施工できなくても受注できるという話だったが。 それで、8者しかいないのか。	その内、今回の参加条件を満たす業者は8者いらっしゃいます。 原城跡の史跡内での工事であり、対象業者が工事に際し、多くの制約があるのではと考えられ参加されなかったのではと考えています。 はい。原則、中止することになっています。 そうです。 変わっていません。 今回の工法については、県内で施工できる業者が市内業者はおらず、半島内で1者、県内で7者と非常に少ないというのが根本にあります。 市外の業者にとっては地理的な条件も応札の妨げになっているのではないかと推測しています。 そうです。 そのとおりです。
--	--

回答の中で「多くの制約があつて」と説明を受けたが、制約というのはどういうものか。 そういう条件は入札時に明示しなければならない。 昨年度の工事で 4 工区の入札では 2 者だったと思うが、今回は 1 者となった 【委員】 市としては、1 者入札は望ましくないが、やむを得ないという立場でいるのか。 【委員】 極端に言えば、1 者入札の時には 1 者随契を行い、その場合は、入札ではなく設計額をベースに協議した方がよっぽど金額としては落ちるのではないか。 今回の場合、2 回目の 1 者入札を認めたときに、入札ではなく、1 者随契を検討してもよかったのではないか。 そういうことです。 そうすることで、もう少し金額を抑えることが可能かもしれない。 単純に、1 者入札を認めれば、設計額で入札さ	ジオファイバー協会に入っている業者が 8 者いらっしゃり、入札に参加可能な業者は 23 者いらっしゃいます。 協会に入っていないとできないという訳ではありません。 文化庁への現状変更申請を出さないといけないが、市としては、文化庁、県へ提出し、許可を得ているので、特段制約はないが、史跡内のため、業者側が何らかの制約がかかるのではないかとされているのではないかとということです。 仕様書には条件を明示している。 今回も現場での制約はないと明示している。 そうです。 そうです。 それも一つの方法として考えられる。 ただ、1 者随契を行う場合は、一般競争入札を 2 回、3 回と実施した結果として、不落だった場合に検討するものと考えています。 1 者入札を認める状況であれば、1 者随契を考えるということでしょうか。
--	---

れるだろうから、金額が決まってしまう。 そこを随意契約で協議できないだろうかと思っている。 応札者が 1 者でもいいということになれば、 発注者側の不安はいくらなくなるが、それを 安易に認めるというのは、どうなのか。 判断は難しいと感じる。 【委員】 参加が複数望めないということで、参加しや すいように、参加条件を緩め、不適格業者を参 加させると、おかしい入札になりかねない。 【委員】 条件を緩めるのであれば、完工高を 2000 万か ら 1000 万へ下げるといった設定で行くしか ない。一般競争なので、地域を拡大するか、実績 を下げてやるしかない。 2000 万円というのは、法面処理工事で 2000 万 円ということか。 例えば、それを 1000 万円まで緩和したり、県 外業者まで範囲を拡大する。 地域を県外まで広げても県外業者が参加され る可能性は低いと思うので、完工高を緩和し 2 回目の入札を実施してほしかったという思い はある。 ただ、2 回目の入札を 1 回目のあと早期に実施 されたのを見ると、期限に迫られていたのか なと思っている。 ただ、工程表を作ってみれば分かると思うが、 3 ヶ月あれば完成までできるのか。	1 者入札の是非については、県が令和 2 年 11 月 から 1 者入札を認める取り扱いをされていま す。 今回、参加対象者は 23 者いらっしゃるが、対 象者は 2000 万円以上の完工高がある。 それを 1000 万円以上とすれば若干対象者数は 増えます。 法面処理工事の年間平均完工高が 2000 万円と いうことです。 そうです。繰越し手続きは行っていませんでした。
--	---

わかりました。 【委員】 最初の入札のときは1者入札では無効とし、2回目の入札のときは1者入札を有効とした理由はなんですか。 【委員】 1者入札を有効とすることは条件緩和とは関係ないのでは。 早期に発注したかったから1者入札を有効としたということでしょう。 【委員】 1者入札を有効とした法的な理由は。 1者入札を有効としないと、受ける業者がいないのか。 1回目の入札の際、1者入札で無効となり、2回目の入札もその危険性があるため、やむなくそうしたということか。 【委員】 やろうと思えば、1回目の入札のときから1者入札を有効とし、実施できたということですね。それを慎重に行ったということですね。 【委員】 この案件は利益が多く見込める工事なのか。 【委員】	はい。工程表を作成し、1回目のときは2月までで完成できると確認し、2回目のときも年度内に完成できることを確認しています。 対象業者がより参加できるように参加条件を緩和したというのが理由です。 入札をより確実に成立させるために1者入札を有効とした。 条件緩和ではありません。 法的な理由はありません。 そうです。 こういう応札者が見込めない様な案件については、最初から1者入札を認めて発注していくことも検討してよいと思います。 諸経費については、通常の土木工事と同様に直接工事費と同程度が計上されています。
--	---

この工事は、国道などの道路法面を行う工事に比べ車両等が通らないので、安全管理については、費用を抑えることができると思うので、国道、県道の法面工事に比べると利益があると思う。 【委員】 それでも参加されないということですね。 【委員】 分かりました。 3. 質疑案件 【質疑内容①】 ・工事 43. の一者入札の経緯を説明して下さい。 ※抽出案件⑥と同内容のため、質疑不要 【質疑内容②】 ・No. 21 と No. 22 の防犯街路灯改修工事が類似工事とならない理由は何か。	発注当時は、それだけ手持ち工事があったと想定しています。 【防災課】 施工区域が深江町北部（大木、大野木場）と深江町南部（瀬野・末宝）のため一括とすると施工区域が広範囲となるため、また、工期短縮し、年度内完成を目指すため工区分割を行いました。
---	---

【委員】 類似工事については、同一日の入札であって、同種工事であること。また一般競争入札では参加者が概ね同一の場合に設定できるようになっているようだが、今回は指名競争入札であるため、どのように取り扱っているのかも併せて聞きたく質問した。 一般競争入札においては、参加者が概ね同一の場合と定めてあるが、指名競争入札については、参加者については定めてないようなので、どのような取扱いをされているのか。全部を競争参加資格委員会に任せているのか。 一般競争入札に準じるなどの基準があれば分かりやすかったのではと思う。 【委員】 工事を分割した理由は何なのか。 それを考えれば類似工事が適当だと思う。 工期内に完成させるために分割したが、同一業者が落札された。 同一業者が２工区とも工期内に完成できるのであれば、分割する必要はなかった。 市が工期内に完成できないと判断し、分割したのだから、本来、類似工事にすべきであったと思う。	【管財契約課】 ２つの工事の指名業者の７者中２者がそれぞれの案件で異なるため、類似工事の対象としておりません。 一般競争入札においては、競争参加資格委員会において、類似工事の設定を行っているが、指名競争入札では、業者選定会議において、指名業者を選定しています。 指名競争入札においても、競争参加資格委員会において類似工事の設定できるような取扱いとなっています。 その基準は定めていません。 今後、改善を行っていきます。 指名競争入札については、類似工事としない前提で進めていくことが多いので、ご指摘があったように、指名競争入札においても、類似工事が適当なものについては、競争参加資格委員会にて検討していくことがよりよいと思います。
---	--

【質疑内容③】

・ 全体的に不落が多いのは何故ですか。

【委員】

不落対策はないのか。

4. その他

5. 閉会

・ これを持ちまして、令和４年度 第１回
入札監視委員会を閉会いたします。

【管財契約課】

令和３年度下半期の工事発注１４０件のうち、不落案件は３０件あり、そのうち、２４件が災害復旧工事となっており、不落案件の８割を災害復旧工事が占めています。

災害復旧工事の不落案件の内訳を確認したところ、公共施設災害（市道、河川）について、道路災害は１９件のうち１件不落、河川災害は３１件のうち１６件不落となっており、公共施設災害については、河川災害が突出して不落が多くなっています。河川災害については、工事現場の状況、特に、現場への進入路設置、施工箇所にて水替えが必要な案件は不落につながっているものと考えています。

また、農災（農地、農業用施設）については、１９件のうち７件不落となっているが、農地、農業用施設での不落の偏りは確認できず、農災の不落案件については、その後の再度入札において落札されています。

今回の災害復旧工事の発注は、令和３年発生災害の発注初期にあたり、今後、多数の災害復旧工事の発注が想定されていたため、より現場条件がいい案件を希望する結果、積極的な応札につながらなかった可能性も考えられます。

河川や農業用施設については、現場条件が大変厳しい箇所が多いです。

仮設費をもう少し増やすなど何らかの改善が図れるよう検討していく必要があります。

ただ、費用については、単独費を追加するしかないで、そこは今後の課題となってくると思います。